

上場株式配当等の支払通知書(一括通知書)の見方

平成〇〇年分 上場株式配当等の支払通知書

種類	株数(口)	配当又は分配金単価	銘柄名	① 配当等の金額	② 特別分配金の額	③ 外国所得税の額	④ 国税(所得税)	地方税(住民税)
国内株式	〇〇ホールディングス 100	200.00		20,000	(#〇〇〇〇)		1,400	600
国内投信	〇〇ファンド 1,000,000	100.00	(追加型)	10,000			700	300
外国投信	△△ファンド 400	0.15		5,460		606	382	163
外国株式	〇〇バンク 600	0.01		485				

支払確定日(又は支払日) (ここに記載された年の所得として扱われます)

外国所得税の額は以下によって算出されます。
 $(株数(又は口数) \times 配当金(又は分配金)単価 \times 10\%) \times 申告用為替レート$

外国投信の配当等の金額は以下によって算出されます。
 $[口数 \times 分配金単価 - (口数 \times 分配金単価 \times 10\%)] \times 申告用為替レート$

外国株式の配当等の金額は以下によって算出されます。
 $[株数 \times 配当金単価 - (株数 \times 配当金単価 \times 10\%)] \times 申告用為替レート$

■上場株式等の上等損失との損益通算について

上場株式等の譲渡損失と配当等との損益通算を行うことにより、③ + ④ の全額もしくは一部が還付されます。

■国内株式、国内投信の場合

お客さまが受け取られた税引き後の配当金(又は分配金)の金額は以下の通りです。

お客さまの受け取られた金額 = ① + ② - ③ - ④

■外国株式、外国投信の場合

お客さまが受け取られた税引き後の配当金(又は分配金)の金額は以下の通りです。

お客さまの受け取られた金額 = 株数(又は口数) × 配当金(又は分配金単価) × 90% × 約定日の為替レート - ③ - ④

※1) 上記は、1円未満(小数点部分)の計算を省いている為、実際の受取額や税額に誤差が生じる場合がございます。

※2) 配当等(配当所得)に係る税金は、2009年から2011年まで適用される軽減税率10%(所得税7%、住民税3%)を使用しています。
 通常の配当等(配当所得)に係る税金は原則20%(所得税:15%、住民税5%)です。

※3) 外国投信や外国株式の「約定日の為替レート」「申告用為替レート」につきましては上場株式配当等の支払通知書には記載されません。
 電子交付サービスをご契約でない場合は郵送されている「外国証券、海外CD・CPの配当金、利金、償還金等のご案内」をご確認ください。
 電子交付サービスご契約の場合は電子交付にて発行されている同書面をご確認ください。
 【掲載箇所】 ログイン後 MY PAGE > 口座管理 > 電子交付サービス > 交付履歴 > 取引報告書・取引残高報告書

※4) この上場株式配当等の支払通知書はサンプルです。実際の上場株式配当等の支払通知書とは構成等が異なる場合がございます。